

# 治療目的について虚偽の説明をしたことを一因とし 慰謝料が認められた1例

## メディカルオンライン医療裁判研究会

### 【概要】

歯科医院において右上6番のインレー装着等の治療を受けた患者(性別, 年齢不明)が, 治療上の不満を理由に歯科医師に対し損害賠償を求め, 代理人をたてて交渉を開始した。その交渉の経緯において, 歯科医師は, 実際は隣接歯との接触回復を目的としてインレーを装着したという認識であったにもかかわらず, 本件当時右上6番にう蝕があり, それが右上6番にインレーを装着した理由の一つであったと虚偽の説明を行ったため, 患者は, そもそも右上6番のインレー装着は無根拠治療だったのではないかと疑った。そのため交渉は難航し, 遂には訴訟化することとなった。

本件は, 歯科医師が事後的に治療目的について虚偽の説明を行い, これによって紛争の迅速, 円満な解決が妨げられたことも一因として慰謝料15万円他の支払いが命じられた事例である。

キーワード:虚偽の説明, インレー, う蝕, 無根拠治療, 慰謝料

判決日:東京地方裁判所平成26年3月26日判決

結論:一部認容(認容額21万460円)

### 【事実経過】

年月日	経過
平成22年 4月21日	Aは歯科医師Oの経営するHクリニックを初めて受診し, 左下5番のう蝕に対する治療を受けた。 なお, Aはその後も数度Hクリニックを受診し治療を受けている。
平成23年 7月11日	AはHクリニックを再び受診した。 O歯科医師はAの右上6番の近心側と遠心側に隙間が認められたため, 隣接歯との接触回復を目的として右上6番にインレーを装着することとし, 歯を削って歯形を採取した。また, 左下5番および6番に二次カリエスを発見し, 既存補綴物を除去して歯を削り, 歯型を採取した。この際, O歯科医師は, 隣接歯との接触回復を目的としてのインレー装着には保険が適用されないため, 診療録には右上6番について, 左下5番および6番同様「C2」と記載した。
7月16日	O歯科医師はAの右上6番, 左下5番および6番にインレーを装着した。 ※なお, 左下6番のインレーは歯から大きくはみ出していたうえ, 左下5番のカリエスを取り残していたため, 後に左下6番のインレーの下に二次カリエスが生じるなどし, その後, 他院へ合計4回通院している。また, 他の歯科医師等から, 右上6番にう蝕は認められない等の説明を受けている。

平成24年 7月19日	AはO歯科医師の治療内容に不信感を持ち、それぞれ弁護士を代理人として交渉を始めていた。 双方の代理人は、同日、面談を行い、その際、Aの代理人らは、O歯科医師の代理人に対して、右上6番は虫歯でなかったのに治療をしたのではないかなどと質問をした。これを受けて、O歯科医師の代理人は、O歯科医師本人と打合せをした。その際、O歯科医師は、平成23年7月11日当時、右上6番にう蝕は認められず、隣接歯との接触回復を目的としてインレーを装着したという認識であったが、O歯科医師の代理人から、虫歯があったのかなかったのか、虫歯がなくても接触回復の目的だけで歯を削ることがあるのか等と問い質され、自信がなくなり、平成22年4月21日に撮影したレントゲン写真で右上6番の歯頸部にう蝕のようなものが見られたこともあり、う蝕治療を兼ねたと説明することもできると考え、原告との交渉を有利に進めようとの心理も働き、虚偽の説明をすることにした。
8月30日	O歯科医師は、Aに対して、右上6番の治療の必要性について、「平成22年4月21日(当院での初診日)に撮影したレントゲン写真を読影しますと、当該右上6番の歯の近心側(隣の右上5番に接する面)の歯頸部に僅かなう蝕(虫歯)があり、また、遠心側(右上7番に接する面)の歯頸部にもう蝕を認めました。右上6番の歯の治療につきましては、治療前にA様に『右上の奥から2本目の歯間に食べ物が挟まることはありませんか?』とお聞きしたところ、『確かに食事ごとに食べ物が挟まる』というご回答がありましたので、『それならば虫歯もあるので金属にして歯の間を修復しましょう』と申し上げて、ご承諾をいただいたうえで治療をさせていただきました」と説明をした。

## 【争点】

- ・右上6番にインレーを装着した行為が無根拠治療といえるか
- ・虚偽の治療目的を説明したことを一因とする慰謝料

※左下6番インレーの作成・装着に関しO歯科医師に注意義務違反があったことについては、当事者間に争いが無い

## 【裁判所の判断】

### 1. 右上6番にインレーを装着した行為が無根拠治療といえるか

O歯科医師は、平成23年7月11日の診察時、右上6番の近心側と遠心側に隙間が認められたため、隣接歯との接触を回復するため、同歯を削ってインレーを装着したものであり、この治療は歯科医学的に妥当な診療と解されるから、同治療が無根拠治療で

あったということとはできない。

Aは、平成23年7月11日の診療時に、Aは右上6番に食べ物が挟まるなどと説明はしておらず治療の端緒がなかったこと、訴訟に協力している前医は、前医が行ったAの治療期間中、Aの右上6番の接触関係は適切であったと述べていることから、右上6番につき、客観的に見て、隣接歯との接触回復の必要性はなかったと主張する。

しかし、Aの歯についての客観的な状況(隙間の存在)も治療の端緒として十分であるし、前医の上記意見は、上記結論を述べるにとどまり、同歯科医師が隣接歯との接触関係をどの程度意識して診療していたか否かも不明であるから、これをただちに採用することはできず、Aの上記主張を採用することはできない。

Aの右上6番には、客観的に接触回復の必要性が認められ、O歯科医師の平成24年8月30日の原告への回答においても、歯間の修復目的について言

及されており、O歯科医師の同歯の治療目的についての弁明は、その限度では訴訟前後を通じて一貫していることを併せて考えれば、O歯科医師に隣接歯との接触回復の目的がなかったとはいえず、Aの上記主張も採用できない。

以上によれば、右上6番の治療が無根拠治療であったとはいえない。

## 2. 虚偽の治療目的を説明したことを一因とする慰謝料

AがO歯科医師による左下6番インレーの作成・装着にかかる注意義務違反により、①約7ヵ月間で6日間の通院を要したこと、②前記のとおり、O歯科医師は、Aの右上6番にはう蝕はなかったとの認識であったが、本件診療後、Aに対して、同歯にう蝕があったとの説明を行っており、このようなO歯科医師の事後の不適切な対応が本件紛争の迅速、円満な解決を妨げる一因となったものといえること、③その他本件に顕れた全ての事情を考慮すると、慰謝料は15万円とするのが相当である。

これに対して、Aは、O歯科医師が診療報酬を得る目的で、無根拠治療を行い、その他にも健康保険の不正請求を行っていることから、慰謝料は100万円とするのが相当であると主張するが、前述のとおり、右上6番の治療が無根拠治療であったと認めることはできず、その他にO歯科医師が診療報酬の不正請求を行ったなどの事情を認めることはできないから、Aの主張には理由がない。

### 【コメント】

#### 1. 慰謝料とはなにか

医師あるいは医療機関の行為に注意義務違反（過失）が認められ、これによって患者に損害が生じたと認められる場合、患者はその損害の賠償を請求することができる。その損害については、財産的損害と精神的損害（非財産的損害）に分けて考えるの

が一般的である。このうち精神的損害とは、患者に生じた精神的苦痛であり、これを賠償する意味合いで認められるものが慰謝料と呼ばれる。

#### 2. 慰謝料の算定方法

交通事故においては、被害者が死亡した場合の慰謝料すなわち死亡慰謝料と、被害者が受傷した場合の慰謝料すなわち傷害慰謝料および後遺障害慰謝料が認められるのが一般的である。医療訴訟においても、概ね交通事故の場合と同様にこれらの慰謝料が認められることとなる。

これらはいずれも、死亡あるいは受傷という結果に付随する精神的苦痛を慰謝する目的で認められるものであり、金額はその結果の重大性に比例する。すなわち、後遺障害慰謝料であれば後遺障害等級に応じた慰謝料が、傷害慰謝料は、その傷害の治療に要した入通院の期間をもとに算定された慰謝料が認められるのが通常であり、多少の増減はあろうが、本人の感じた苦痛の程度についての主張が反映されることはあまりない。その理由としては、本人の苦痛の程度により慰謝料が大きく変わることになると同種事案間で認められる慰謝料に差が生じ公平性を欠くこと、また個人の感じた苦痛の程度を立証することが極めて困難であることが挙げられる。

このことからすれば、患者が医師あるいは医療機関の行為や発言によって精神的に傷ついた、あるいは不信感をもったなどというだけでは、慰謝料が認められることは通常は考え難い。もっとも、これらの具体的事情が、診療契約にかかる患者の合理的期待を損ねたものとして慰謝料の考慮事由となることはありえる。

#### 3. 本件のポイント

本件では、左下6番の治療に要した6日間の通院の事実に加え、治療行為のあと、患者が歯科医師に対し質問しその回答を得る段になって当該歯科医師から虚偽の説明がなされ、これによって迅速、円満

な紛争の解決ができなかったことも考慮され、慰謝料が認められた。

既に双方代理人が入って解決に向けた話し合いが行われるなか、診療当時において当該歯科医師がまったく考えていなかった治療目的をあったかのよう説明したが、患者は、これに先立って他の歯科医師から右上 6 番にう蝕はなかったと確認していたというのであり、これによって患者の歯科医師に対する不信感が一層増し、その精神的苦痛が増大したことは想像に難くない。

本件判決は、虚偽の説明がなされたこと自体に対してではなく、これによって紛争の解決が遠のいたことまで損害として捉え、その他の事情も考慮したうえで慰謝料を認めたものではあるが、診療行為そのものではなく、事後に行われた医師からの虚偽の説明という不適切な対応も理由の一つとして挙げたうえで慰謝料を認めた珍しいケースである。

#### 4. 最後に

本件は、治療上の過失については当事者間に争いがなかったケースである。したがって、当該歯科医師が虚偽の説明を行ったという事実がなければ、訴訟化する前に決着することも十分に可能だったものと考えられる。

慰謝料の額の多寡は別として、紛争が長期化し、また訴訟化することにより、患者側のみならず、医師あるいは医療機関の被る諸々のコストは確実に大きくなる。改めて言うまでもないことではあるが、診療中であるか診療後であるかを問わず、虚偽の説明は絶対に行ってはならない。患者に対して説明を行うに際し、後方視的にみた場合の事後的な診断に基づく考えを伝える必要があることもあろうが、診療当時の考えであると誤解されてしまうと、本件のように虚偽の説明であると捉えられてしまう可能性もある。そのようなことのないよう、後方視的にみた場合の事後的な診断であればその旨を明示し説明することが求められる。

#### 【参考文献】

- ・ウエストロー
- ・秋吉仁美編著. 医療訴訟. 東京: 青林書院; 2009.

#### 【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [1歯の修復をめぐって・インレー\\*\\*\\*](#)
- ・ [4 インレー脱離・顎機能障害と非機能的な力\\*\\*](#)
- ・ [第22回 FRCインレーブリッジの臨床と技工\\*\\*\\*](#)
- ・ [歯を削ってからしみるようになった\\*\\*](#)
- ・ [第1回 新たな修復における形態の分類\\*\\*\\*](#)
- ・ [歯科の医療訴訟増加を考える・新谷悟 昭和大学歯学部口腔疾患制御外科学講座\\*\\*\\*](#)
- ・ [診断書等の交付に関する医師の義務・法的責任\\*\\*](#)
- ・ [患者が望む「説明」とは\\*\\*\\*](#)
- ・ [医療事故後の対応と真実説明\(隠さない, 逃げない, ごまかさない\)\\*\\*](#)
- ・ [内科開業医の立場から\\*\\*\\*](#)

「\*」は判例に対する各文献の関連度を示す。